

私道内下水道整備に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成22年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

京都市上下水道局管理規程18号

私道内下水道整備に関する規程の一部を改正する規程

私道内下水道整備に関する規程の一部を次のように改正する。

第1条中「について」の右に「、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、」を加える。

第9条第1項を次のように改める。

条例第9条の規定による申請は、私道内共同排水設備を設置する私道ごとに代表者を定め、代表者が供用開始の告示日以後に私道内共同排水設備設置助成金交付申請書（以下「申請書」という。）及びその他の関係書類を添付して行う。

第11条を次のように改める。

（標準処理期間）

第11条 管理者は、条例第9条の規定による助成金の交付申請があったときは、申請書が事務所に到達した日から起算して20日以内に、条例第10条の決定をするものとする。

第13条第1項中「ときは、」の右に「条例第18条第1項の規定に基づき、」を加える。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

（上下水道局下水道部管理課）